農畜水産物等の放射性物質検査計画の概要(千葉県)

1 期間 第4四半期(1月~3月)

2 検査計画概要

分類		品目数	検査頻度	総検体数	検体採取 市町村数 (予定も含む)	
出荷前	出荷前もしくは出荷時に検査を行う食品					
	野菜類	1	原則隔週 1 回	1	1市	
	果実類	1	原則隔週1回	1	1市	
	きのこ・山菜類	4	週2回	2回 227		
	牛肉	1	原則全頭検査	不明 (原則全頭 検査で検査頭 数の推定が困 難なため)	全市町村	
	野生鳥獣肉	2	【シカ肉】 処理加工施設ごとに四半 期に1検体以上	4	3市	
			【イノシシ肉】 県内の5処理加工施設で 処理される全頭を検査	約 50	4 市町	
	原乳	1	原則2ヶ月1回4検体	8	7 クーラース テーション	
	穀類		_	_	_	
	水産物	28	週 30 検体	330	_	
	その他	1	原則隔週1回	5	5 市町	
	小計	39	_	626以上	全市町村	
市場に流通している食品						
	生鮮品又は加工品	4	週 10~14 検体	152		
	計	43		778以上		

平成27年度 県産農産物の放射性物質検査計画 【第④四半期:1月~3月】

平成27年12月8日 安全農業推進課

	ı					女工反木 证
種類等 種類等	品目	検査の実施				備考
性执守	HP E1	1月	2月	3月	点数	1 拥 右
国民の摂取量及び生産状況を勘案した品目						
野菜類等	ミツバ		1		1	
果実類	夏ミカン・甘夏	1			1	
穀類等					0	
その他	茶			5	5	
		1	1	5	7	

平成 27 年度 主要林産物の放射性物質検査計画(第4四半期)

1. 目的

「平成27年度千葉県主要林産物の放射性物質検査計画変更」に基づき、主要林産物の放射性物質検査を実施する。

- 2. 検査対象品目、検査対象及び検体数
 - (1) モニタリング検査
 - 4品目、79検体(別紙、参照)
 - (2) 出荷制限・自粛解除に向けた検査 3品目、148検体(別紙、参照)
- 3. 検査結果に基づく措置
 - (1) モニタリング検査

市町村等は、関係団体等と連携し、検査の結果が基準値を超えた場合は当該品目の出荷が行われないよう、あらかじめ生産者及び生産者団体等に周知を図る。

検査の結果が基準値を超えた場合には、同日中に県から対象市町村に対して、出荷自粛 要請を行う。

(2) 出荷制限・自粛解除に向けた検査

検査結果に応じ、出荷制限解除申請又は出荷自粛解除申請を検討する。

- 4. サンプリング及び搬入スケジュール(変更の場合あり)
 - (1) スケジュール

検体送付日(月・水)	品目及び検体数の連絡(15 時まで)		
休日の場合は翌日	市町村(検体送付票 別紙様式)→林業事務所・支所→森林課		
	→(※1 林野庁→)検査機関		
	検体の採取(2kg/検体※2·送付(着払い 翌日午前必着)		
	林業事務所・支所→検査機関		
発送日翌日 (火・木)	検査結果		
ただし、検査日は翌日以	検査機関→(※1 林野庁→)森林課→林業事務所・支所→市町村		
降の場合がある	\downarrow		
	衛生指導課→厚生労働省		

※1: 林野庁委託検査機関に検査を依頼する場合、※2: たけのこ1本検査を除く

(2) サンプリング方法

「食品(農産物等)の採取・送付手順(マニュアル) Ver 4 | のとおり

- (3) 役割分担
 - ①検査機関の確保・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・森林課
 - ②検体の採取地点(生産者)等の選定・採取の立会い・・・・・・・・・市町村

1 モニタリング検査

品目	検査市町村及び検体数
たけのこ	(北部林業事務所本所管内) 小計 18 検体
	出荷制限等解除済の市町村
計 51 検体	香取市 出荷開始前検査3検体、定期的検査2検体、
	過去 50Bq/kg 超過竹林の出荷前検査 2 検体-計 7 検体
	その他の市町村(出荷開始前検査)
	多古町、東庄町、旭市、匝瑳市、東金市、山武市、大網白里市、一宮町、
	睦沢町、長生村、長南町 各1検体-計11検体
	(北部林業事務所印旛支所管内) 小計 17 検体
	出荷制限等解除済の市町村(出荷開始前検査)
	八千代市、船橋市 各3検体-計6検体
	柏市、流山市 各2検体-計4検体
	その他の市町村(出荷開始前検査)
	(主要産地) 千葉市 3 検体
	成田市、佐倉市、八街市、富里市 各1検体-計4検体
	(中部林業事務所管内) 小計 9 検体
	出荷制限等解 ^ 除済の市町村(出荷開始前検査)
	市原市、木更津市 各3検体-計6検体
	その他の市町村(出荷開始前検査)
	君津市、富津市、袖ケ浦市 各1検体-計3検体
	(南部林業事務所管内) 小計7検体
	その他の市町村(出荷開始前検査)
	(主要産地) 勝浦市 3 検体
	御宿町、館山市、鴨川市、鋸南町 各1検体-計4検体
原木しいたけ	(北部林業事務所本所管内) 小計 2 検体
(露地栽培)	その他の市町村(出荷開始前検査)
	匝瑳市、一宮町 各1検体-計2検体
計 14 検体	(北部林業事務所印旛支所管内) 小計 6 検体
	出荷制限一部解除済の市町村
	(一部解除後の定期的検査)
	佐倉市、印西市 各3検体-計6検体
	(中部林業事務所管内) 小計 6 検体
	出荷制限一部解除済の市町村
	(一部解除後の定期的検査)
	君津市、富津市 各3検体-計6検体
原木しいたけ	(北部林業事務所本所管内) 小計 4 検体
(施設栽培)	出荷制限一部解除済の市町村(一部解除後の定期的検査)
	山武市 3 検体
計 12 検体	その他の市町村(定期的検査)
	茂原市 1 検体
	(北部林業事務所印旛支所管内) 小計 1 検体
	その他の市町村(定期的検査)
	富里市1検体
	(中部林業事務所管内) 小計 6 検体
	出荷制限一部解除済の市町村(一部解除後の定期的検査)

	君津市、富津市 各3 検体-計6 検体			
	(南部林業事務所管内) 小計 1 検体			
	その他の市町村(定期的検査)			
	館山市1検体			
原木なめこ	(北部林業事務所本所管内) 小計 1 検体			
(露地栽培)	睦沢町1検体			
計2検体	(北部林業事務所印旛支所管内) 小計 1 検体			
	松戸市1検体			
合計	79 検体			

2 出荷制限・自粛解除に向けた検査

品目	検査市町村及び検体数
たけのこ	(北部林業事務所印旛支所管内) 小計 10 検体
計 10 検体	我孫子市 10 検体
原木しいたけ	(北部林業事務所印旛支所管内) 小計 6 検体
(露地栽培)	千葉市、佐倉市 各3 検体-計6 検体
計 108 検体	(中部林業事務所管内) 小計 102 検体 君津市 36 検体、富津市 66 検体
原木しいたけ	(中部林業事務所管内) 小計 30 検体
(施設栽培)	君津市 9 検体、富津市 21 検体
計 30 検体	
合計	148 検体

千葉県放射性物質モニタリング検査計画 (牛肉)

平成27年12月22日農林水産部畜産課

1 目的

消費者に安全で安心な畜産物を提供するとともに、風評による消費低迷を避けることを目的に畜産物の放射性物質のモニタリング検査を行う。

2 検査の根拠

「農畜産物等の放射性物質検査について」 (平成27年3月20日付け 厚生労働省医薬食品局食品安全部長)

3 モニタリング検査の考え方

生産者・食肉センターと連携して牛出荷時に牛肉の放射性物質検査を行う。

4 検査の頻度と実施期間

- (1) 検査頻度:原則、全頭検査とする。
- (2) 実施期間:平成28年1月1日~3月31日
- (3) 採材場所: 牛をと畜する県内食肉センター

5 検査結果の公表

検査結果については、県ホームページなどで公表する。

〇放射性物質調査計画(水産物)

カテゴリー	水域	生息域	1月	2月	3月
沿岸魚介類		表層	ー イワシ類、サバ類、アジ類	イワシ類、サバ類、アジ類	イワシ類、サバ類、アジ類
		中層	スズキ、ブリ類、タイ類	スズキ、ブリ類、タイ類	スズキ、ブリ類、タイ類
			と とラメ、カレイ類、メバル類、 カサゴ、ホウボウ、キンメダイ	トラメ、カレイ類、メバル類、カサゴ、ホウボウ、キンメダイ	ヒラメ、カレイ類、メバル類、 カサゴ、ホウボウ、キンメダイ
			アサリ、ハマグリ、バカガイ、 ホンビノスガイ、チョウセンハマグリ	アサリ、ハマグリ、バカガイ、 ホンビノスガイ、チョウセンハマグリ	アサリ、ハマグリ、バカガイ、 ホンビノスガイ、チョウセンハマグリ
		その他	タコ、イカ、ノリ、ヒジキ	タコ、イカ、ノリ、ヒジキ、ワカメ	タコ、イカ、ノリ、ヒジキ
内水面		手賀沼	_	_	ギンブナ、コイ、モツゴ、スジエビ
		印旛沼	ギンブナ、コイ、モツゴ、スジエビ	ギンブナ、コイ、モツゴ、スジエビ	ギンブナ、コイ、モツゴ、スジエビ
		与田浦	ギンブナ、コイ、モツゴ、スジエビ	ギンブナ、コイ、モツゴ、スジエビ	ギンブナ、コイ、モツゴ、スジエビ
		利根川	ギンブナ、コイ、テナガエビ	ギンブナ、コイ、テナガエビ、ワカサギ	ギンブナ、コイ、テナガエビ
1週間当たり の分析検体	各都道	県測定分	30	30	30
数	委託事業測定分		30	30	30
1ヶ月当たり の分析検体	各都道県測定分		90	120	120
数 委託事		業測定分	90	120	120

千葉県放射性物質モニタリング検査計画(原乳)

平成27年12月22日農林水産部畜産課

1 目 的

消費者に安全で安心な畜産物を提供するとともに、風評による消費低迷を避けることを目的に畜産物の放射性物質のモニタリング検査を行う。

2 検査の根拠

「農畜産物等の放射性物質検査について」 (平成27年3月20日付け 厚生労働省医薬食品局食品安全部長)

3 モニタリング検査の考え方

県内の7カ所のクーラーステーション(以下「CS」という)のうち、4CSについて2ヶ月に1回検査を行う。

なお、搬入量、搬入市町村数が多い2つのCSについては、重点検査CSとして必ず含めるものとする。

4 検査の頻度と実施期間

- (1) 検査頻度:検査間隔は2ヶ月に1回4検体
- (2) 実施期間: 平成28年1月1日~3月31日
- (3) 採材場所: 県内CS

5 検査結果の公表

検査結果については、県ホームページで公表する。